

佐賀県告示第 545 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成 29 年 9 月 26 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
二宮内科医院	佐賀市兵庫南二丁目 14 番 19 号	平成 29 年 4 月 1 日
野口歯科医院	鳥栖市神辺町 1578 - 8	〃
未益歯科医院	佐賀市川副町大字犬井道 451 番地 2	平成 29 年 3 月 21 日
山下薬局松島店	伊万里市松島町 262	平成 29 年 4 月 1 日
おもてなし薬局若木店	武雄市若木町川古 7460 - 1	〃
メロディー薬局	鳥栖市真木町 1988 - 8	〃
水ヶ江調剤薬局八田店	佐賀市北川副町大字新郷 732 番地 1	平成 26 年 7 月 1 日